

インターネットバンキングを悪用した還付金詐欺にご注意下さい。

最近、インターネットバンキングの申込みを悪用した還付金詐欺が他の金融機関で発生しているとの報道があります。

インターネットバンキングをお申込みのお客さま、ご利用のお客さまにおかれましては、下記をご参照いただき、詐欺被害に遭うことのないようご注意ください。

< 詐欺の主な手口 >

- (1) 犯人は、公的機関(税務署、市役所等)や年金保険センター等の職員を名乗って、「 の還付があります。」と電話をかけてきます。
- (2) 「還付金を受け取るためには、インターネットバンキングの申込みが必要となります。」と言葉巧みに誘導し、インターネットバンキングの申込みをさせます。
犯人がインターネットバンキングの申込書をお客さまに郵送してくるケースもございます。
- (3) 後日、インターネットバンキングのご契約が完了した頃を見計らって、犯人は再度電話をかけてきます。
- (4) 「還付の手続きをとるため、契約者番号やパスワードを教えて欲しい。」とお客さまの重要情報を巧みに聞き出し、インターネットバンキングに不正にログインし、お客さまの口座から犯人が保有する口座へ不正な振込を行います。

< 詐欺を防止するためにお客さまにご注意いただきたいこと >

- (1) **インターネットバンキングのお申込みによって、保険金等の還付が行われることはありません。**
- (2) 当金庫、公的機関(税務署、市役所等)や年金保険センター等が電話や手紙等により、お客さまにパスワード等の重要情報をお尋ねすることは一切ございません。
パスワード等の重要情報は、絶対に第三者に教えたりしないようにして下さい。
- (3) **当金庫以外の第三者がインターネットバンキング申込書をお客さまに送付することはございません。**
- (4) 万が一、次のような事例が発生いたしましたら、ただちに当金庫お取引店までご連絡ください。状況に応じて、インターネットバンキングの利用停止手続きを行います。

お客さまに上記のような不審な電話があった場合。

当金庫以外の送り主よりインターネットバンキング申込書の送付があった場合。
第三者に契約者番号、パスワード等を教えてしまった場合。

詳しくは、窓口にお問合せ下さい。

大阪厚生信用金庫